

判決年月日	平成２０年８月２９日	担当部	知的財産高等裁判所 第２部
事件番号	平成１９年（行ケ）１０２７７号		
○審判被請求人である被告において、商標の登録取消し審判の予告登録がされる前３年以内に本件商標の使用の事実を証明したということとはできないとして、請求不成立審決を取り消した事例。			

（関連条文）商標法50条1項，2項

（事案の概要）

本件は，被告が有する下記商標登録について，原告が不使用による取消しの審判を請求したところ，特許庁が請求不成立の審決をしたので，原告がその取消しを求めた事案である。

争点は，取消審判請求の登録時の3年前たる平成15年3月27日からその3年後の平成18年3月27日（登録日）までの間に，下記商標をその指定商品について使用したことがあるか（商標法50条），である。

記

（商標）



（指定商品）

第17類

被服，布製身回品

（裁判所の判断）

「本件は，原告がなした不使用取消しの審判請求（商標法50条）につき特許庁が商標権者による使用の事実が認められるとして請求不成立の審決をなしたことから，請求人たる原告がその審決の取消しを求めた訴訟であるところ，商標法50条2項は「前項の審判の請求があった場合においては，その審判の請求の登録前3年以内に日本国内において商標権者，専用使用権者又は通常使用権者のいずれかがその請求に係る指定商品又は指定役務のいずれかについての登録商標の使用をしていることを被請求人が証明しない限り，商標権者は，その指定商品又は指定役務に係る商標登録の取消しを免れない…」と定め，また商標登録の不使用取消審決の取消訴訟における当該登録商標の使用の事実の立証は事実審の口頭弁論終結時に至るまで許されると解される（最高裁平成3年4月23日第三小法廷判決・民集45巻4号538頁参照）ことから，本件訴訟の口頭弁論終結時までに取り調べられた全証拠により，被請求人である商標権者（被告）において，上記「使用」の事実を証明したと判断されるときは本件不成立審決が維持され，そうでないときは本件不成立審決が取り消されるべきこととなる。」

その上で、被告による複数の販売先に対する商品の販売につき本件商標が使用されたか否か、通常使用権者により本件商標が使用されたか否か等について証拠に基づき判断し、

「…以上によれば、被告は、本件商標の登録取消し審判の予告登録がされた平成18年3月27日より前3年以内に日本国内において商標権者である被告ないし専用使用権者又は通常使用権者のいずれかが本件商標を使用していたことを証明していないことになる」として本件審決を取り消した。